

## 令和5年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和5年12月19日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳  | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸  | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦  | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 |        |        |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第59号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第60号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第61号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第62号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

- 日程第5 議案第63号  
令和5年度設楽町一般会計補正予算（第4号）  
（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）
- 日程第6 議案第64号  
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第7 議案第65号  
令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第8 議案第66号  
令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第9 議案第67号  
令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第2号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第10 陳情第16号  
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第11 所掌事務の調査報告  
（設楽ダム対策特別委員長報告）
- 日程第12 発議第6号  
設楽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
（追加）
- 日程第13 発議第7号  
設楽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について  
（追加）
- 日程第14 議案第68号  
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について  
（追加）
- 日程第15 議案第69号  
令和5年度設楽町一般会計補正予算（第5号）  
（追加）
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
（追加）
- 日程第17 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
（追加）

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、令和5年第4回設楽町議会定例会第2日目の会議を開きます。

なお、大須賀教育長から欠席の申出がありましたのでこれを認めました。御承知置きください。

初めに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。12月も半ばを過ぎ、今年も残すところ10日余りとなりました。本日は、12月議会定例会最終日にあたり、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

議会初日に長期予報では暖冬傾向と申しましたが、一昨日から全国的に冬型の気圧配置が強くなり、各地で初雪が降ると共にこの時期らしい寒さとなっています。これからの年末、年始にかけては、穏やかな日になることを願っております。

昨年の中頃は、新型コロナウイルス感染症の第8波の真ただ中で、県においても「医療ひっ迫防止緊急アピール」が発出され、本町においても2桁の感染者が確認されておりましたけれども、5類に移行後、半年を過ぎた現在の状況は隔世の感があります。

次に、議会初日に、ふるさと納税の返礼品「1日町長」について行政報告をさせていただきましたけれども、先週の12日から13日にかけて無事実施をすることができました。兒島さんは一日町長のプログラム、特に設楽ダム工場の現場視察を大変喜んでお見えでありました。私からは、今後も御自身の経験を生かしたお力添えをお願いしたけれども、改めて感謝を申し上げる次第です。

また、今年を振り返ってみますと、本町では6月の大雨以外では大きな災害もなく、平穏無事な1年でありました。ウクライナやイスラエルなどの他国では不安定な情勢が続いていますが、新しい年も設楽町はもちろん、日本、世界が平和な1年であることを願うものであります。

なお、愛知県が休み方改革として、仕事納めの28日及び年始の4日、5日のこの3日間は、一部を除いて職員の出勤割合を3割程度とし、連続休暇の取得を推奨する取組を始めております。北設楽郡3町村で申合せのうえ、本町でも業務に支障のない範囲で実施してまいりますので御承知置きをお願いしたいと思います。

本日は、条例改正1件、補正予算1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程しました議案と併せて、慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和5年第17回の議会運営委員会の委員長報告を行います。令和5年第4回定例会第2日の運営について、12月15日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

本日の案件は、委員会付託の議案9件、陳情1件、所掌事務の調査報告1件。追加案件は議員提出が2件、町長提出が2件、継続審査申出が2件です。

一括上程する案件は、日程第1、議案第59号から日程第10、陳情第16号の10議

案です。それ以外は順次1件ごとに上程いたします。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。御参照願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願います。

---

議長 日程第1、議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程第10、陳情第16号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」を一括議題とします。

本案は、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 原田(直) おはようございます。令和5年第7回総務建設委員会の委員長報告をします。

令和5年12月7日木曜日午前8時58分から9時8分まで総務建設委員会を開催しました。

出席者は委員8名、金田敏行議員が欠席されました。議長、議会事務局長。執行部から町長、副町長、教育長ほか担当課長の出席をいただきました。

付託された議案5件を審議した結果を報告します。

付託事件。議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑、討論なし。全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号「設楽町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑2件、質疑については記載を見ていただきたいと思います。討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」、総務建設委員会所管分です。質疑、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第2号)」質疑、討論なし、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

「その他」はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わらせていただきます。

議長 続きまして、文教厚生委員会の報告をお願いします。

5 七原 令和5年第5回文教厚生委員会委員長報告を行います。

令和5年12月11日月曜日午前8時58分から9時39分まで、文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は、文教厚生委員会9名全員、議長及び議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長をはじめ、各担当課長計9名に出席していただきました。

付託された議案5件、陳情1件を審議しましたので、審議の結果を報告いたします。

1、議案第62号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑の内容については資料を御一読ください。

2、議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」、文教厚生委員会所管について審議をいたしました。質疑12件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑の内容については、資料を御一読ください。

3、議案第64号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

4、議案第66号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」、質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

5、議案第67号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)」、質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容は資料を御一読ください。

6、陳情第16号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」、質疑なし、採択意見1件、趣旨採択意見1件。討論なし、趣旨採択多数につき、趣旨採択すべきと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第59号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第59号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第60号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第60号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第61号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第61号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第62号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第62号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第63号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第63号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第64号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を、採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第64号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 次に、議案第65号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第2号）」  
の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を、採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第65号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第66号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の討論  
を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を、採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第66号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 議案第67号「令和5年度設楽町下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を  
行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を、採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第67号は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

議長 次に、陳情第16号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号を、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり、趣旨採択とされました。

---

議長 日程第11「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

7 山口 それでは、令和5年第5回設楽町議会設楽ダム対策特別委員会からの報告をさせていただきます。

日時、令和5年12月13日9時25分から行いました。場所は役場議場であります。出席者は、設楽ダム対策特別委員会委員6名と局長、加藤議長の参加をいただきました。設楽町からは土屋町長ほか7名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは田中所長をはじめ15名。愛知県豊川水系対策本部からは佐藤事務局長ほか3名。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは益田所長ほか3名の出席をいただきました。

まず、議長、町長、田中所長、佐藤事務局長より御挨拶をいただきました。

審査事件としましては、所掌事務の調査を行いました。

「設楽ダム建設事業について」。まず、提出されました豊川水系対策本部からの資料、そして国土交通省から提出されました資料に基づきまして、豊川水系対策本部の佐藤事務局長が県議会出席のため、先に愛知県設楽ダム関連事業出張所の日高事業第1課長から説明を受けました。質疑応答のあと、設楽ダム工事事務所の小島工務課長と川村副所長から資料1の説明を受けて質疑を行いました。

豊川水系対策本部の質問につきましては、水力発電について、また、親水護岸の岩掘削の必要についての2件の質疑が行われました。

設楽ダム工事事務所への質問につきましては、川向の東堂神社について、そしてダム湖に沈む所の山林の伐採について等々質問がございました。4件の質問がございました。内容につきましては、委員会報告の資料を御参照いただけたらと思います。

そして、視察におきましては、国道257号の4号橋の橋脚を視察に参りました。現在この橋脚が愛知県では一番高い橋脚になるという説明を受けました。今後想定されております、松戸への設楽瀬戸線への橋脚ができますと、それが今度県の一番になるということで、全国でも10番前後の高さの橋になるという話であります。

出席者は、設楽ダム対策特別委員会委員6名、町長、そして国土交通省設楽ダム工事事務所からは田中所長、愛知県豊川水系対策本部、新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所の皆さんと共に現場を視察してまいりました。時間にしましては、11時から11時45分まで行ってまいりました。

以上、現地で視察を開催いたしまして、委員会を閉じさせていただきました。  
以上が、委員長報告であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第12、発議第6号「設楽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

6 金田(敏) 発議第6号「設楽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」の提案理由説明を行います。

条例制定理由。地方自治法の改正により、議会の議員の請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告書の内容を議長が公表することにより請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものであります。

制定の概要。お手元の条例を参照願います。第1条では、設楽町議会議員が、設楽町に対し請負をする者、またはその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものと規定しております。

第2条では、報告の事項等を規定しています。

第3条以降については、報告一覧の作成方法及び公表等についてそれぞれ規定しております。

3、施行期日等です。公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしています。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第6号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

発議第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第13、発議7号「設楽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

6 金田(敏) 発議7号「設楽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」の提案理由の説明を行います。

提出者、金田敏行。賛成者、山口伸彦。

条例制定理由。地方自治法第100条第14項及び第16項の規定に基づき、設楽町議会議員の町政に関する調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するため、本条例を制定するものであります。

制定の概要。条例を参照願います。政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対して年額12万円を交付し、交付を受けようとする議員は、町長に対し交付申請をしなければなりません。使途基準は、第7条に定められており、項目は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請、陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費です。収支報告書の提出については、第8条に定められており、前年度の交付に係る政務活動費について、翌年度の4月30日までに提出しなければなりません。第9条では、交付を受けた政務活動費に残余がある場合は、返還をしなければならない旨を定めております。

施行期日等は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第7号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

発議第7号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第14、議案第68号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第68号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の12ページを御覧ください。

地方自治法第96号第1項の規定によりまして別紙のとおり提出するものであります。

本議案の改正理由につきましては、戸籍法の一部改正により令和6年3月1日から戸籍の広域交付——本戸籍以外での戸籍謄本等の交付事務等が可能となることなどが始まります。このことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する制令の一部も改正され同日に施行されることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

具体的な手数料を徴収する事務の改正につきましては、5点ほどありまして、

1つ目は、戸籍の謄本若しくは抄本の交付、または戸籍証明書の交付。

2つ目は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務。

3つ目は、除籍の謄本、若しくは抄本の交付、または除籍の証明書の交付。

4つ目は、届出若しくは申請の受理の証明書の交付。

5つ目は、届出その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務。

以上の事務を処理するため、手数料条例を改正及び追加するものであります。

詳しい内容につきましては、町民課長より説明をさせていただきます。

町民課長 では詳細の説明をさせていただきます。ただいまの説明のとおり、戸籍法の一部を改正することに伴い、設楽町の手数料条例の一部を改正するものでございます。

これは電子化された戸籍、戸籍事項証明書、一部事項証明書から戸籍証明書に改正されたことにより、政令の改正箇所も多岐にわたることから、今回は関係する手数料条例別表の2の表を全部改めるような形となります。

大きな改正点は2つございます。

1つは、戸籍・除籍電子証明提供用識別符号の発行というものと、あと戸籍・除籍の謄本の広域交付が主な改正となります。

最初に申しあげました、この電子証明書提供用識別符号ですが、これは市町村の窓口で発行するものになりますが、これによりまして、例えば年金機構などで行う手続きをするときに、この識別符号というものですが、この紙を発行を受けて持っていけば、年金機構の窓口で提出をすれば、その後の手続きが速やかに行われるようなことがございます。

もう一つが、この戸籍電子証明書提供用識別符号ですが、1件が400円。除籍のほうは700円となっております。

もう一つの戸籍の広域交付のほうにつきましては、法務省の戸籍情報連携システムというものを利用いたしまして、本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍謄本等の交付が可能になるというようなものでございます。

具体的な改正につきましては、19ページの新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

ほとんど全面改正ですので、改正後のほうで説明をさせていただきます。

まず、その表の中の左側に種類と書いてあります。その斜め下のほうに名称とありますが、ここを順に追って説明をしていきたいと思っております。

まず19ページの名称の、戸籍謄抄本及び戸籍証明書の交付手数料ですが、ここは従来と変わらず450円となっております。

その下の戸籍記載事項証明書交付手数料ですが、ここも従来と変わらず350円となっております。

20ページ、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料、ここが先ほど言いました電子証明のところですが、ここが新たに400円というかたちで追加となっております。

21ページ、除籍謄抄本及び除籍証明書の交付手数料、ここも従来と変わらず750円と規定をいたしました。

22ページ、除籍記載事項証明書交付手数料、ここも従来の証明と同じで350円として規定をいたしました。

その下の、除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料、ここが新たに700円ということで規定をさせていただきましたので、例えば先ほど申しあげましたとおり、年金事務所等に行った場合には、この証書を受けて手続きをしてもらうというかたちとなります。

次に24ページの、受理証明書、届書等の記載事項証明書及び届出等情報内容証明書交付手数料、ここも従来と変わらず350円となっております。

それから25ページの、届出等の閲覧及び届出等情報の内容を表示したものの閲覧手数料ですが、ここも従来と変わらず350円となっております。

今回はこの改正に伴いこの表のほうを整理したというようなかたちとなっております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第68号の質疑を行います質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15、議案第69号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第69号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」についてを説明しますので、資料の26ページをお開きください。

12月議会初日に一般会計補正予算、第4号を上程させていただき、先ほど可決させていただきました。その後、追加の補正が生じたので、本日、最終日に一般会計補正、第5号を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,754万4,000円追加し、予算総額を、65億496万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由は、政府が検討してきました住民税非課税の低所得者に向けて、1世帯当たり7万円給付する支援について、12月補正として追加補正計上をするものであります。

それでは、補正予算に関する説明書、歳出の37、38ページを御覧ください。

3款民生費1項9目新型コロナウイルス感染症対策費の11節役務費については、通信運搬費として、臨時交付金支給対象者への通知に係る郵送費用の手数料として、対象者の口座に振り込む手数料の費用であります。

12節委託料につきましては、今回の臨時交付金支給に伴い、システムを改修する必要が生じるため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム改修委託を行うものであります。

18節負担金、補助金及び交付金4,865万円は、設楽町は、12月1日時点の非課税世帯695世帯に対して7万円を交付するものであります。

財源につきましては、国が示した交付金額は設楽町の交付予定額に不足しているため、今回は一般財源の支出が一部発生しますが、現在のところの情報では年度内には追加の臨時交付金が交付される予定であります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費10節需用費175万9,000円は、したら保健福祉センターの高熱水費が、当初予算要求の積算で前年度1.5倍の積算で要求をしなければならぬところ、前年度同額で要求していたため、予算不足が判明し補正するものであります。大変申し訳ありませんでした。

4款衛生費1項2目予防費12節委託料60万5,000円は、2つの委託がありまして、1つ目は、健康管理システム改修委託として、秋接種の情報が整い、コロナワクチンの接種情報をマイナンバーに反映します。全額国庫補助を受けて行うも

のであります。

もう一つの委託、HPV副本登録業務は、子宮頸がんワクチンの接種記録について、マイナンバーで照会可能な情報として、登録するための委託業務の補正です。年度内に業務を完了すると国庫補助の対象として、3分の2の補助を受けられるものでありますので、補正をさせてもらうものであります。

19節扶助費19万2,000円は、個別ワクチン接種を行った特定の医療機関に対して支払う補正であります。対象には町外医療機関も含まれております。

39、40ページを御覧ください。

12款諸支出金1項1目積立金24節積立金1,389万4,000円は、減債基金一般積立金として、普通交付税で増額された一部について、国の方針で一時的に減債基金へ積立を行い、令和6年度から令和7年度の臨時経済対策債償還金に充当するものの補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、33、34ページを御覧ください。

11款地方交付税1項1目地方交付税1節地方交付税3,470万3,000円は、国の補正予算により、普通交付税の増額を受けるものであります。交付税の算定に2科目が追加されたものです。

1つ目は、臨時経済対策費として、国の補正に伴う歳出の増額と給与改定への措置として、1,938万6,000円が交付されます。

2つ目は、臨時経済対策債償還金費として、令和6年度、令和7年度の臨時経済対策債の償還費についての積立を措置することで、1,389万4,000円が交付されるものです。これは、設楽町減債基金へ積立して、令和6年度と令和7年度で半額ずつ、繰入れを行います。

このほかに、交付税の当初予算算定時に調整金として減額されていたものとして、142万3,000円が交付され、合計3,470万3,000円の交付を受けるものであります。

15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金1節予防費負担金19万2,000円は、歳出で説明した新型コロナワクチン接種費の扶助費に対して国より全額負担を受けるものであります。

2項2目民生費国庫補助金2節新型コロナウイルス感染症対策費補助金3,520万6,000円は、非課税世帯に7万円を交付することに対し、国からの補助を受けるものであります。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、サブタイトルとして、重点支援地方交付金としておりますが、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得者世帯支援分と推奨事業メニュー分の2つのメニューで追加交付されるものであります。

この12月補正では、低所得者世帯支援分上限3,520万6,000円のみ補正します。低所得者への交付金財源ですが、6月補正において既に3万円交付してきましたが、非課税世帯に対して7万円を追加して交付するものであります。

推奨事業メニュー分上限2,417万9,000円につきましては、プレミアム付商品券や給食費補助などの経済対策のための交付金ではありますが、これについては、3月補正で行うよう予定をしているところであります。

3目衛生費国庫補助金1節予防費負担金55万円は、歳出で説明した、健康管理システム改修委託とHPV副本登録業務に対し国の補助を受ける補正であります。

マイナンバー情報連携体制整備事業は、HPV副本登録業務に対し国より3分

の2の補助を受けるものであります。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業は、健康管理システム改修委託に対して国より全額の補助を受けるものであります。

19款繰入金2項3目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金310万7,000円の減額は、普通交付税の追加交付により取崩額を減額する補正であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第16「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中に継続調査の申出がありました。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第17「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和5年第4回設楽町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前9時56分